

～世代を超え楽しく安心して  
暮らしやすいまちづくり～

# 有田町地域福祉計画 有田町地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度  
概要版



令和4年3月

有田町・有田町社会福祉協議会

## ① 計画策定にあたって

### 策定の趣旨

地域福祉とは、身近な地域の中で、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域の福祉資源（施設や人材など）を活用し、地域の状況・課題に応じて、地域で工夫し支え合う地域づくりのことです。

本計画は、有田町総合計画を上位計画とし、保健福祉分野における各個別計画を相互に関連づけ、地域福祉を推進するための理念としくみを定めたもので、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体化させた計画となります。

また、近年、全国的に再犯率が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで再犯を防止することが大きな課題となっております。有田町においても犯罪や非行をした人たちが地域社会で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰するための立ち直りを支援し、犯罪や非行が繰り返されないように、この計画に「有田町再犯防止推進計画」を含めて策定をいたしました。

### 計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年となります。また、毎年1度は町と社会福祉協議会と共同で計画の点検評価を行い、その後の事業展開に反映します。

## ② 基本理念

### 基本理念

## ～世代を超え楽しく安心して 暮らしやすいまちづくり～

住民一人ひとりが地域での交流などを通して、世代を超えてともに支えあい、ふれあいながら、日常生活の中で積極的に健康の維持、増進に取り組みます。そのために、行政、住民、地域及び職場などが協力して健康づくりを行っていく体制づくりを推進します。また、高齢者、障害者などが、思いやりのある地域共生社会の中で、安心して日常生活を送ることができるように福祉サービスの充実を図るとともに、人材活用や社会参加を推進します。

また、明るい明日を担う子どもたちがいきいきと健やかに育つために、親だけでなく学校、企業、行政、そして地域のすべての人が子育て支援に関わることで、結婚して子どもを産み、安心して子育てできるまちづくりを目指します。

### ③ 基本目標

#### 基本目標 ① 安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して暮らせるまちづくりをするために、住民一人ひとりが地域福祉を意識できるような環境づくりをすすめます。また、高齢者、障害者、孤立感を感じている人などが、思いやりのある地域共生社会の中で、安心して日常生活を送るために福祉サービスの充実を図ります。

##### 主要施策

- ①相談しやすいと感じてもらえる相談体制
- ②子育て支援の充実
- ③障害児・者支援の充実
- ④高齢者支援の充実
- ⑤自立支援や生活支援の充実

#### 基本目標 ② 支え合う地域福祉

誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう支援や情報提供の充実を図ります。また、住民一人ひとりが地域福祉や地域活動（ボランティア活動）を身近に感じることができるよう地域づくりをすすめます。

##### 主要施策

- ①自分らしさを形にできる支援
- ②ボランティアの育成
- ③情報提供の充実

#### 基本目標 ③ 地域福祉を高める

『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、子どもから高齢者まで障害の有無に関係なく、全ての人に福祉教育などの学びの場を提供します。また、地域の防災・防犯意識が高まるように自主防災組織の育成や地域で見守る防犯活動をすすめます。

##### 主要施策

- ①地域コミュニティ活動の充実
- ②福祉教育の推進
- ③防災・防犯体制の整備

### ④ 基本目標の展開

#### 1. 基本目標・・・安心して暮らせるまちづくり

##### 施策① 相談しやすいと感じてもらえる相談体制

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	・「断らない」、「丸ごと」相談支援※1 取り組みを検討	・福祉の専門職による相談体制の強化 ・発達障害等に関する相談体制の強化 ・各種相談窓口一覧の作成・配布

※1 「断らない」、「丸ごと」相談支援…世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるような相談支援です。

##### 地域住民・福祉事業所※2の役割

- ・家庭内での話し合いを大切にしましょう。
- ・地域で困っている人がいたら相談窓口の活用を勧めましょう。
- ・自分が住んでいる隣近所の方との挨拶を心がけましょう。
- ・福祉事業所は、気軽に相談しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・福祉事業所は、職員の資質向上を図り、住民への相談支援に努めましょう。
- ・町に関わる全ての人々が、早期に問題を発見し、専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めましょう。

※2 福祉事業所とは…地域福祉（活動）計画に関わる全ての事業所のことです。

## 施策② 子育て支援の充実

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機児童が生じないような保育士等の確保対策</li> <li>・ 幼児教育アドバイザー※<sup>3</sup>の設置 (第2期有田町子ども・子育て支援事業計画抜粋)</li> <li>・ 不登校児童生徒の学校復帰のための本人と家族支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮世帯への支援 (フードバンクとの連携)</li> </ul>

※3 幼児教育アドバイザー…幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行います。

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・ 地域で子どもたちの見守りを行いましょ。
- ・ 隣近所で挨拶を心がけましょ。
- ・ 子どもたち、保護者が安心して生活できる遊び場や生活空間づくりに努めるためにも、危険個所などがあれば情報提供を行いましょ。
- ・ 障害児について理解を深めましょ。
- ・ 心配な子どもをみかけた場合、子育て支援課や社会福祉協議会へ連絡しましょ。
- ・ 登下校時のパトロールなどを継続しましょ。
- ・ 相談が必要な方には、相談先の情報提供を行いましょ。
- ・ 福祉事業所は、地域との交流活動を行いましょ。

## 施策③ 障害児・者支援の充実

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児等コーディネーター※<sup>4</sup>の配置の検討</li> <li>・ 自発的活動支援事業※<sup>5</sup>の実施の検討 (有田町障害者プラン及び第6期障害者福祉計画第2期障害児福祉計画 抜粋)</li> <li>・ 障害者が日常生活場面において、施設の利用時や移動時などに安全性の確保できるようにバリアフリー化を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児・者に対する相談窓口の設置</li> </ul>

※4 医療的ケア児等コーディネーター…保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

※5 自発的活動支援事業…障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・ 障害児・者についての理解を深めましょ。また、研修会に参加しましょ。
- ・ 地域で障害児・者などの見守りを行いましょ。
- ・ 地区住民と障害児・者などの交流活動を行いましょ。
- ・ 相談が必要な方には、相談先の情報提供を行いましょ。
- ・ 福祉事業所は、地域との交流活動を行いましょ。

## 施策④ 高齢者支援の充実

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症カフェの設置</li> <li>・ 住民主体の通いの場の増加</li> <li>・ 高齢者が日常生活場面において、施設の利用時や移動時などに安全性の確保できるようにバリアフリー化を検討</li> <li>・ 高齢者が利用しやすいと実感できる交通手段を検討 (有田町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画抜粋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症カフェの開設</li> <li>・ 老人福祉センター「ちとせ」「ふれあい」の利用促進と新規団体の開拓と団体活動の支援</li> </ul>

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・ 生きがいづくりや健康維持（健診）に積極的に関わりましょう。
- ・ 地域活動やボランティア活動など自分ができることから参加・協力しましょう。
- ・ 地域で見守りを行い、気になる人には優しく声をかけましょう。
- ・ 老人クラブの活動に参加しましょう。
- ・ シルバー人材センターを活用しましょう。
- ・ 区や民生委員・児童委員へ相談しましょう。

## 施策⑤ 自立支援や生活支援の充実（有田町再犯防止推進計画）

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の利用可能な各施策や制度を活用し、保護司や地域の関係機関と連携を取り、出所者等の生活の自立支援のサポート強化</li> <li>・ 罪を犯した高齢者や障害者など、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、その状況に応じた保健医療・福祉サービスが利用できるよう関連機関との連携強化</li> <li>・ 非行の防止や就学支援の検討</li> <li>・ 7月の「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」を中心に町の広報誌やホームページでの犯罪や非行の防止と刑を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進</li> <li>・ 住宅セーフティネット法<sup>※6</sup>に基づく住宅確保要配慮者<sup>※7</sup>の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種制度等の町民への周知・啓発</li> <li>・ 引きこもっている人を抱える家族への相談支援</li> </ul>

※6 住宅セーフティネット法…住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律です。

※7 住宅確保要配慮者…高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。外国人やDV被害者なども住宅確保要配慮者です。

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・ 地域で困っている人がいたら相談窓口の活用を勧めましょう。
- ・ 自分が住んでいる隣近所の方との挨拶を心がけましょう。
- ・ 各種相談員の活用や、気軽に相談しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・ 保護司、保護司会などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に協力しましょう。
- ・ 再犯防止に関する理解を深めましょう。
- ・ 福祉事業所は、罪を犯した人の立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行いましょう。

## 2. 基本目標・・・支え合う地域福祉

### 施策① 自分らしさを形にできる支援

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援協議会※<sup>8</sup>及び中核機関※<sup>9</sup>の設置による、地域に必要な権利擁護支援の体制についての協議及び検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関の受託</li> <li>権利擁護についての啓発活動</li> </ul>

※<sup>8</sup> 権利擁護支援協議会…専門職団体や関係部署・機関が協力して、権利擁護支援に対し、地域課題の検討・調整解決を行う合議体です。

※<sup>9</sup> 中核機関…成年後見制度の相談機能、普及啓発機能、後見人等の後方支援、制度の利用促進機能を持つ機関です。

#### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・子どもや高齢者や障害者が不安や悩みがなく安心して生活できる環境づくりに努めましょう。
- ・支援が必要な人がいた場合は、健康福祉課や社会福祉協議会まで情報提供を行いましょ。
- ・成年後見制度に関する講座や研修会などに参加しましょう。
- ・家族や親族に必要性がないか考えましょう。
- ・福祉事業所は、支援が必要な人の早期発見、早期相談を心がけましょう。

### 施策② ボランティアの育成

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども教育の中でもボランティア活動を取り入れることによる協働意識の確立</li> <li>ボランティア活動への理解と参画を推進し、地域福祉の促進を図るための安定した財政支援の実施</li> <li>新たな有償ボランティアの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しいボランティアのあり方の検討</li> <li>新規ボランティアの発掘</li> </ul>

#### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・区長、民生委員児童委員などと協力し、地域の支え合い活動を行いましょ。
- ・地域活動やボランティアに参加しましょ。
- ・福祉活動に関心を持ちましょ。
- ・福祉事業所は、ボランティアの活躍の場として施設や事業所でのボランティアの機会を提供しましょ。
- ・福祉事業所は、住民が福祉を身近に感じられるように、出前講座などを積極的行いましょ。

## 施策③ 情報提供の充実

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人が理解しやすいように、広報紙やチラシ、インターネットなどを活用して文字の色や大きさなどを工夫した情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S N Sでの情報配信の検討</li> </ul>

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・町や社会福祉協議会の配布する機関紙、回覧板などを読み、正しい知識を得て情報を活用しましょう。
- ・積極的に必要な情報を入手しましょう。
- ・自分が欲しい情報があるときは、町や社会福祉協議会のホームページや広報紙等を活用しましょう。
- ・隣近所に情報を得にくい人がいたら情報入手をお手伝いしましょう。
- ・福祉事業所は、住民が理解しやすい情報提供をしましょう。
- ・福祉事業所は、地域に福祉の担い手がいることを理解し、その上で情報の発信を行いましょう。

## 3. 基本目標・・・地域福祉を高める

### 施策① 地域コミュニティ活動の充実

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な地域福祉コミュニティを実現するための、モデル事業の創設検討</li> <li>地区公民館の地域コミュニティや生活支援の拠点としての活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協サロンと通いの場の連携</li> <li>まごの手の事業形態の拡充</li> </ul>

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・地域活動に参加し、交流を深めましょう。
- ・現在行っている地域行事にすべての人が参加できるように取り組みましょう。
- ・他の地区との情報交換を積極的に行いましょう。
- ・地区公民館を開放し、みんなが利用しやすい環境を整えましょう。
- ・各種講座で学んだことを、地区公民館等で広めましょう。
- ・福祉事業所は、近隣地区でのコミュニティ活動への参加・交流を行いましょう。

## 施策② 福祉教育の推進

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	・ 町内全校へ福祉教育の実施	・ 町内全校へ福祉教育の実施 ・ 地域や職場向けの福祉教育の実施 ・ 社協サロンでの福祉教育の実施

### 地域住民・福祉事業所の役割

- ・ 積極的に学ぶ気持ちと意識を高めましょう。
- ・ 福祉活動に理解を深めましょう。
- ・ 思い込みや偏見がなくなるように正しい知識を得ましょう。
- ・ 地域で高齢者や障害児・者等を理解する学習会などの機会をつくりましょう。
- ・ 福祉事業所は、積極的に地域や学校に関わりましょう。
- ・ 福祉事業所は、福祉教育推進のために積極的に出前講座などを開催しましょう。

## 施策③ 防災・防犯体制の整備

	町が取り組む項目 (地域福祉計画)	社会福祉協議会が取り組む項目 (地域福祉活動計画)
今後新たに 取り組むこと	・ 自主防災組織の活動を強化するための、防災や避難行動に関わる研修等の検討 ・ 防犯ボランティアの研修の検討 ・ 子ども110番の家との継続的な連携 ・ 防災の日に合わせた防災関連の啓蒙事業を検討	・ 地域見守りマップの作成

### 地域住民・福祉事業所の役割

#### ○防災

- ・ 消防団に積極的に入団しましょう。
- ・ 日頃から緊急避難用具を準備しましょう。
- ・ 災害時における要支援者の避難誘導や救護に協力しましょう。
- ・ 福祉事業所は、避難活動に協力しましょう。
- ・ 福祉事業所は、ハザードマップを確認し、様々なケースを想定した避難訓練を行いましょう。

#### ○防犯

- ・ 防犯灯の設置など、環境整備に努めましょう。
- ・ 地域の中で挨拶を心がけましょう。
- ・ 子どもの登下校の見守り、誘導を心がけましょう。
- ・ 家庭や地域の中で、防犯について話題とするように心がけましょう。
- ・ 地域での見守り活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 子ども110番の家同士の交流を図りましょう。

### 有田町地域福祉計画・有田町地域福祉活動計画（概要版）

#### ◇有田町健康福祉課

〒844-0027 有田町南原甲664-4  
TEL 0955-43-5065  
FAX 0955-43-2301

#### ◇有田町社会福祉協議会

〒844-0027 有田町南原甲664-4  
TEL0955-41-1315  
FAX0955-41-1316